

子ども・子育て支援新制度に向けた取組について

幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年度にスタートする予定です。(昨年 8 月に関連法が国会で成立しました。)。新制度では、消費税引き上げによる増収分の一部などにより、子ども・子育ての支援を充実することになっています。

このため、福崎町では、平成 25 年 8 月から「福崎町子ども・子育て会議」を発足させ、住民の皆様の子育ての状況やニーズを把握し、それに基づいた事業計画の策定の準備を進めるなど、新制度に向けた準備をしていきます。

制度の概要等は下記のとおりです。

詳しく知りたい方は、以下の内閣府ホームページにアクセスしてください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

子ども・子育て支援新制度の概要

【子育てをめぐる課題】

- 1 親の働く状況の違いによる幼児期の学校教育・保育の提供体制の違い
- 2 核家族化や高齢化、人間関係の希薄化などによる家庭や地域での子育て力の低下
- 3 都市部での保育所待機児童の発生、地方での子どもの減少による施設の減少



課題解決に向けて、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」等の子ども・子育て関連3法が成立し、3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が始まる。



【主な取り組み内容】

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供
～幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及を進める～
～認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付を創設～
- 2 地域の子育て支援の充実
～「親子交流の拠点」「一時預かり」「放課後児童クラブ」等の子育て支援事業の充実～
- 3 待機児童解消のため保育の量的拡大と、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援
～認定こども園や保育所などを整備し、待機児童解消を計画的に進める～
～小規模保育・家庭的保育など、身近な地域での保育機能を確保～

子ども・子育て支援新制度は、消費税の引上げによる財源が充てられるため、早ければ消費税10%引上げとされる平成 27 年度を目途に本格的にスタートする見込みである。

子ども・子育て支援事業計画の策定と子ども・子育て会議

新制度の実施にあたり、市町村は、地域の子ども・子育てに関するニーズの見込量を調査し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定する。事業計画に基づき、子ども・子育て支援に関する給付や事業を実施する。
事業計画の策定において、「子ども・子育て会議」を設置する。

子ども・子育て会議の設置

事業計画策定や事業の推進に必要な事項について調査審議する



市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

- 〔平成 25～26 年度〕 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
事業計画を策定
〔平成 27 年度以降〕 新制度スタート
事業計画に基づき、子ども・子育てに関する給付や事業を開始

【事業計画の主な記載内容】

- ①区域ごとの需要量の見込
- ②提供体制の確保の内容と実施時期
- ③子ども・子育て支援事業の推進方策

事業の全体像

子どものための教育・保育給付

- 施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）
- 地域型保育給付
（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育等）

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診